

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月21日から同年3月1日まで

私は、当初アルバイトとしてA社に勤務し、途中から正社員となった。手元に残っている給与支払明細書を見ると、平成9年3月分の給料から厚生年金保険料の控除が始まっており、退職した15年6月分の給料からも控除がされていることから、76か月にわたって控除されていたはずであるが、私の同社に係る厚生年金保険被保険者期間は、9年3月から15年5月までの75か月間となっている。

平成9年3月分の給与支払明細書には、同年2月21日から同年3月20日までの給与であることが記載されていることから、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日についても同年2月21日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された複数の給与支払明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについて不明としているが、

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日と同日となっていることから、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所のいずれもが申立人の被保険者資格取得日を誤って記録したとは考え難く、事業主が平成9年3月1日を申立人に係る厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 306

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から50年3月まで

私は、昭和47年夏頃、A市体育館の隣にあった社会保険出張所において、私と夫の国民年金加入手続を行うとともに、国民年金保険料をまとめて納付した。納付後、職員の方が「これで遡って納付したので、もらえるね。」と言ったことを覚えている。

昭和47年春に婚姻したことから、その当時のことは明確に記憶しているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年の夏頃に、申立人とその夫の国民年金加入手続を行うと同時に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月1日に連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が記憶する国民年金の加入手続時期と符合しない。

また、申立人及びその夫に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び特殊台帳によれば、申立期間の保険料は、申立人及びその夫共に未納と記録されている。

さらに、仮に、上記払出日を前提に納付したとすると、申立期間の国民年金保険料は、第2回目の特例納付及び過年度納付により納付することが可能であるが、申立人からは、申立期間に係る納付金額等について具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間当時にA市において払い出された同手帳記号番号を縦覧検索したが、申立人に該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 50 年 2 月頃、A 市役所で確定申告を行った際、その担当職員に国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続を行った。その年の秋頃、父が「おまえの国民年金保険料を納付してきた。」と言って見せてくれた預金通帳には「2 万数千円（金額の詳細は不明）・国民年金」と記載されていたことを記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月頃に A 市役所において国民年金の加入手続を行い、同年秋頃、申立人の父親から申立人の国民年金保険料を納付したことを聞き、その際、国民年金保険料として 2 万数千円を納付した旨が記載された父親名義の預金通帳を見たとして、父親が、申立期間の保険料を納付してくれたはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 2 月 23 日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）の資格取得に係る届出欄には「51.3.12」と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 3 月 12 日に行われたものと推認される。

また、申立人は、昭和 50 年秋頃に、その父親が申立期間に係る国民年金保険料として 2 万数千円を一括で納付してくれたと主張しているところ、当該時点において、申立期間の保険料のうち、50 年度分については、市役所が発行する納入通知書により現年度納付し、49 年度分については国庫金

納付書により過年度納付することが可能であるものの、申立人は、当該保険料納付に直接関与しておらず、その父親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付方法等に関して具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、上記の父親名義の預金通帳について、B銀行A支店又はC組合D支所（現在は、E組合F支店）の口座であったと供述しており、申立期間当時の預金口座記録について照会したところ、いずれの金融機関においても、当時の預金口座記録は確認できない旨を回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。